

国語科教育を問いなおす①
—学習者の多様性から考える—

キーワード：国語科教育、学習者、多様性、教育的支援 コーディネーター 関西学院大学 原田大介

1. 課題研究（全3回）の背景

近年、資質・能力をめぐる学力観の変化や学習指導要領の改訂など、子どもたちのことばの教育／学びをめぐる環境は大きく変わろうとしている。全国大学国語教育学会研究部門委員では、今この時勢において、国語科教育の理論と実践を「学習者」「言語（ことば）」「教師・研究者」という3つの観点から問いなおすことが必要だと考え、課題研究（全3回）の場を設定した。

各課題研究の予定は次の通りである。

- ・課題研究①「学習者」
（2018年春、於：大阪教育大学）
- ・課題研究②「言語（ことば）（仮）」
（2018年秋、於：武蔵野大学）
- ・課題研究③「教師・研究者（仮）」
（2019年春、於：茨城大学）

本研究は、課題研究①「学習者」に位置づくものである。

2. 課題研究①の目的

本課題研究①の目的は、通常学級に在籍する学習者の実態を多様性の観点から捉え直し、「今ここ」を生きる学習者に必要な「ことばの学び」とは何かを検討することにより、国語科教育の理論と実践をめぐる新たな提言をすることにある。

なお、課題研究の題目にある「国語科教育を問いなおす」の解釈については、新たな授業を提案する、これまで行われてきた授業を位置づけなおす、従来の国語科教育の理論や実践の限界や可能性を指摘する、特別支援学級や日本語教室などとの連携のあり方を国語科授業の文脈で提案する等、さまざまに考えられる。その解釈のあり方は、報告内容と合わせて登壇者に一任している。

3. 学習者の多様性を考えるために

学習者の多様性とは何か。そもそも、多様性とは何か。

多様性とは、辞書的には「さまざまな様子」や「変化に富んでいること」を意味する。ただし、実際に多様性ということばが用いられる場合、その文脈や当事者による自覚の有無、あるいは自己表明の有無によって、意味合いは大きく異なる。

例えば、多様性ということばを「内なる多様性」などのように用いる場合は、一人の人間を多様な存在／多元的な存在として捉えることが可能となる（浅野，2016:10）。多様性をめぐるこのような理解は、学習者理解を含む、私たちの自己理解や他者理解においても欠かすことのできない見方・考え方であろう。

また、「多様化」や「個人化」のように、多様性ということばが動的な意味合いで用いられる場合がある（岩間，2017:99）。例えばデイビッド H.J.モーガン（2011）は、「多様化」する家族を動的な存在として捉えるために、「家族する（doing family）」という観念を「家族実践（family practices）」という用語によって概念化させている。多様性という概念は、固定的で静的なものではなく、そのプロセスにこそ着目すべきものであること、さらには「実践」として、絶えず私たち自身がつくりあげていくものであることが窺える。

一方、「吃音者」の場合がそうであるように、多様性とは、本人による自覚や自己表明の有無に強く左右されるものでもある。発話としてのことばが「つかかかこと」「のびること」「音そのものがでないこと」に生きづらさを抱え、かつ、吃音ということばを獲得したときに、その人は吃音者と「なる」。マイノリティ（少数派）としての一つの形態を社会的に引き受けた状態である、と言い換えることもできるだろう。ここでは、「誰にとっての」多様性であるのか、当事者の、あるいはそれを発話する者の社会的・政治的な立ち位置が問われている。

このように、多様性をめぐる議論は、それ自体が一つの研究テーマとして位置づけられるものであり、国語科教育学研究においても継続して取り組ま

れなければならない。

本課題研究①では、上記に挙げたような多様性概念の性格を引き受けつつも、UNESCOが提唱する教育的支援の考え方を手がかりとすることで、議論の軸を学校現場へと近づけることをめざしたい。

UNESCOが2009年に提言した『*Policy Guidelines on Inclusion in Education*』（教育におけるインクルージョンのための政策指針）』では、次のように述べられている。

インクルーシブ教育は、すべての子ども—民族的・言語的マイノリティの出身者、過疎地の対象者、HIV/AIDSの影響を受けた者、障害や学習上の困難のある少年・少女を含む—の要求を満たすための、そしてすべての青少年や成人に学習機会を提供するための、学校や他のセンターの変革に関わるプロセスである。その目的は、人種、経済的地位、社会階級、エスニシティ、言語、宗教、ジェンダー、性的指向、能力における多様性に対する否定的態度の結果であり、対応の欠如でもあるところの、排除を取り除くことである。

UNESCO (2009:4)

(※日本語訳は荒川(2017:11-12)を参照した。ただし、荒川の訳文にある「性的志向」は原田が「性的指向」に修正している。)

『*Policy Guidelines on Inclusion in Education*』（教育におけるインクルージョンのための政策指針）』で主張されていることは、次の4点に集約できるだろう。

第一に、様々な背景のあるすべての子どもに学習機会を提供するための「変革に関わるプロセス」を大切にしている点にある。変革の内実を丁寧に捉え、継続していくものであることがわかる。

第二に、多様性の姿として「人種、経済的地位、社会階級、エスニシティ、言語、宗教、ジェンダー、性的指向、能力」などの観点を具体的に描き出している点にある。国や地域によって文化や事情は異なるが、提起された観点は日本の学校における教育支援のあり方を考える上で示唆に富む。

第三に、「多様性に対する否定的態度」といった子どもたちの価値や態度をめぐる観点を、学びの側面で提示している点にある。なお、荒川(2015)では、国際的な視点における教師教育の文脈において

も、価値や態度を学ぶ意義とその必要性が論じられている。学習者や教師に求められる「価値や態度としての学び」とは何かが問われている。

第四に、「対応の欠如でもあるところの、排除を取り除くこと」とあるように、具体的な教育支援のあり方が求められている点にある。国語科教育学研究でその問いを引き受ける場合、まずは国語科授業のあり方が問われるべきだろう。

原田(2009;2010;2013;2017;2018a;2018b)では、UNESCOが提起した考え方を引き受けつつ、日本の国語科授業として考えられる方向性を理論や実践のレベルで示している。ただし、発達障害以外の多様性の姿が十分に触れられていない点や、「価値や態度としての学び」のありようについての具体性が欠けている点において、課題は残る。

私たちは、多様性を包摂する国語科授業をどのように考え、具体的にどう展開していくべきか。あるいは、これまでの蓄積としての国語科の実践研究や理論研究を、多様性を包摂する観点からどのように意味づけなおしていくべきか。生きづらさを抱える学習者たちは、まさに「今ここ」を生きているため、時間的に余裕があるわけではない。このため、国語科教育学研究においては、変革としての中期・長期的な視座を提示することだけでなく、短期的な(それこそ明日の授業づくりのレベルとしての)視座を提示することも、常に求められている。

もとより、本課題研究①で展開できることは限られている。本研究では、多様性の姿として、(1)発達障害/障害のある学習者、(2)外国とつながりのある学習者、(3)多様な性を生きる学習者に焦点をあてて報告いただくように登壇者に依頼している。多様性の姿において、ある一つの観点到焦点を当てて取り上げることは、その教育的支援を要する学習者研究を中心とする、国語科教育学研究全体に深まりや広がりが見られることが期待できる。他の実践や理論との比較や検証もできるだろう。

その一方で、「学会の課題研究」という政治的な場において取り上げなかった他の教育的支援(例えば経済的地位、社会階級、エスニシティ、言語、宗教、など)とのあいだに、「公的に取り上げられた支援」と「公的に取り上げられなかった支援」といった権力関係を生み出すこと、場合によっては他の教育的支援を排除(エクスクルージョン)する役割を少なからず果たしてしまうことにも、教育研究に携

わる私たちは自覚的でありたい。

本研究で生まれた議論を手がかりに、多様性を包摂する国語科授業の実現に向けて、研究を継続していきたい。本課題研究①は、その一つの取り組みである。

【引用参考文献】

- 浅野智彦 (2016) 「青少年研究会の調査と若者論の今日の課題」藤村正之・浅野智彦・羽瀨一代編『現代若者の幸福—不安感社会を生きる』恒星社厚生閣、pp.1-23
- 荒川智 (2015) 「インクルーシブな教師教育の論点と動向」全国障害者問題研究会編『障害者問題研究』第43巻第1号、pp.26-33
- 荒川智 (2017) 「インクルーシブ教育の実現に向けて—現状と課題」日本障害者リハビリテーション協会編『ノーマライゼーション 障害者の福祉』第37巻第2号、教宣文化社、pp.10-13
- 岩間暁子 (2017) 「社会階層論と家族社会学」藤崎宏子・池岡義孝編『現代日本の家族社会学を問う—多様化のなかの対話』ミネルヴァ書房、pp.85-106
- デイビッド H.J.モーガン (2011) 野々山久也・片岡佳美訳 (2017) 『家族実践の社会学—標準モデルの幻想から日常生活の現実へ』北大路書房
- 原田大介 (2009) 「国語教育における新たな学習者研究の構築—個へのまなざしの必要性」全国大学国語教育学会編『国語科教育』第65集、pp.11-18
- 原田大介 (2010) 「特別支援の観点から見た国語科教育の問題—発達障害・特別なニーズ・インクルージョンの考察を中心に」全国大学国語教育学会編『国語科教育』第68集、pp.67-74
- 原田大介 (2013) 「国語科教育におけるインクルージョンの観点の導入—コミュニケーション教育の具体化を通して」全国大学国語教育学会編『国語科教育』第74集、pp.46-53.
- 原田大介 (2017) 『インクルーシブな国語科授業づくり—発達障害のある子どもたちとつくるアクティブ・ラーニング』明治図書出版.
- 原田大介 (2018a) 「インクルーシブ授業の理論構築にむけて—国語科教育を中心に」湯浅恭正・新井英靖編『インクルーシブ授業の国際比較研究』福村出版、pp.87-99
- 原田大介 (2018b) 「国語科教育における「授業のユニバーサルデザイン」の検討—多様性を包摂する

授業の構築に向けて」日本臨床教育学会編『臨床教育学研究』第6巻、印刷中

UNESCO (2009) *Policy Guidelines on Inclusion in Education*. Paris: UNESCO.